

世田谷区地域公共交通活性化協議会の公開に関する取扱要綱

令和5年5月10日

5世交政第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和5年5月10日5世交政第24号。以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、世田谷区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(非公開の決定方法)

第2条 会長は、要綱第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴者の員数)

第3条 傍聴者の員数は、15名以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模等により必要があると認めるときは、同項の員数を変更することができる。

(傍聴手続)

第4条 会長は、協議会の傍聴を希望する者に、協議会開催当日の開始時刻までの間に、受付会場において、傍聴の申込みの受付を済まさせなければならない。

2 傍聴者は、前項の受付の先着順により決定するものとする。

3 会長は、傍聴者に、傍聴者名簿に住所及び氏名を記載させるものとする。

(傍聴席)

第5条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 傍聴席に入ることができない者は、次に掲げる者とする。

鈍器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

拡声器の類を携帯している者

張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している

者

はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

写真機、録音機及び撮影機の類を携帯している者。ただし、事前に会長の許可を受けた者を除く。

酒気を帯びている等精神に不安定な要素を抱える状況と見受けられる者

前各号に掲げるもののほか、審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第7条 傍聴者が守らなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

協議会開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法による可否の表明又は発言をしないこと。

騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。

会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

会場における写真撮影、録音及び録画をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。

会議において使用する資料は、会長が許可する範囲においてのみ閲覧すること。前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は審議の支障となる行為をしないこと。

（傍聴者の退場）

第8条 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 会長は、第2条の規定により会議を非公開としたときは、傍聴者を退場させるものとする。

（報道関係者の取扱）

第9条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、会長は、会長の承諾を得た報道関係者に会議の傍聴をさせることができるものとする。

2 第5条から前条までの規定は、報道関係者に会議を傍聴させる場合に準用する。

（委任）

第10条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日より施行する。